

山監査第141号

令和8年（2025年）1月5日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 藤 岡 修 美

記

1 措置の内容

別紙のとおり

令和 7 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【水道局】

[指摘事項 (1) 業務委託契約について]

料金調定システムデータ抽出作業業務委託契約の契約締結前、前年度の令和 7 年 1 月 22 日に「手配/作業着手依頼書」を課長名で発出し、作業着手させている。

地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）については、地方自治法第 232 条の 3 により「法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定されており、1 月 22 日時点で令和 7 年度予算にかかる手配／作業着手依頼はできない。また、5 月 21 日の契約締結前に作業着手させることはできない。

契約予定金額は 300 万円以上であり、水道局事務決裁規程によると水道事業管理者の権限に属する事務の決裁区分に該当し、課長で専決できる額ではない。また、水道局の代表者は水道事業管理者である。適正に処理されたい。

[改善措置]

指摘のとおり不適正な事務処理であるため、指導・研修を経て局全体でコンプライアンスを徹底し、再発防止に努めます。

加えて、事前のスケジュール調整を徹底し、不測の事態にも対応できるよう必要な予算措置を行うこととします。

経緯

今回、令和 7 年 10 月稼働の料金システム更新に伴い、旧システムからのデータ抽出業務が事前に発生することは想定しており、令和 7 年度予算執行での業務委託（随意契約）でスケジュール調整をしておりました。令和 7 年 1 月時点で委託先業者から社内体制の確保のために「手配／着手依頼書」が必須であると強く要請され、先方の社内事情を勘案した結果、やむを得ず文書（課長名・私印押印）を発出しました。

実際の委託業務は、契約締結後の令和 7 年 9 月～10 月に実施しており、予

算議決前に一切の作業は行っておりません。

本来であれば、委託先との十分な協議の上、必要に応じて債務負担行為の設定について検討すべきであったと考えます。